

〔調査結果の概要〕

1 年間所定労働時間（表1、表2）【集計表第1-1～1-4表】

年間所定労働時間（平成26年1月1日から同12月31日までの1年間）をみると、調査産業計では「本社事務」で1,871時間33分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で1,879時間58分、「主たる事業所の2交替勤務（以下「2交替勤務」という。）」で1,888時間6分、「主たる事業所の3交替勤務（以下「3交替勤務」という。）」で1,847時間57分となっている。

製造業では、「本社事務」で1,878時間24分、「交替なき勤務」で1,883時間19分、「2交替勤務」で1,875時間14分、「3交替勤務」で1,847時間57分となっている。

表1 年間所定労働時間

（社、時間:分）

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計	220	1,871:33	172	1,879:58	78	1,888:06	77	1,847:57
製造業	141	1,878:24	115	1,883:19	62	1,875:14	64	1,847:57
平成24年調査産業計	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08
製造業	135	1,883:34	114	1,890:34	63	1,880:33	64	1,857:33

（注）「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、及び「2交替勤務」では「1,850時間以上1,900時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ82社（集計220社の37.3%）、58社（同172社の33.7%）、29社（同78社の37.2%）、製造業で、それぞれ64社（同141社の45.4%）、46社（同115社の40.0%）、24社（同62社の38.7%）となっている。「3交替勤務」では調査産業計、製造業ともに「1,800時間以上1,850時間未満」が最も多くそれぞれ27社（同77社の35.1%）、24社（同64社の37.5%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

（社）

産業区分・年	集計社数	1,650時間未満	1,650時間以上1,700時間未満	1,700時間以上1,750時間未満	1,750時間以上1,800時間未満	1,800時間以上1,850時間未満	1,850時間以上1,900時間未満	1,900時間以上1,950時間未満	1,950時間以上2,000時間未満	2,000時間以上
		本社事務								
調査産業計	220	—	2	5	11	55	82	42	18	5
製造業	141	—	—	—	1	35	64	28	13	—
平成24年調査産業計	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4
製造業	135	1	—	1	—	22	61	34	15	1
交替なき勤務										
調査産業計	172	—	—	4	8	42	58	39	14	7
製造業	115	—	—	—	1	27	46	30	11	—
平成24年調査産業計	174	—	2	2	4	30	71	39	21	5
製造業	114	—	1	—	1	16	48	33	14	1
2交替勤務										
調査産業計	78	—	1	2	1	16	29	17	6	6
製造業	62	—	1	2	—	13	24	16	6	—
平成24年調査産業計	82	—	—	—	3	19	31	17	6	6
製造業	63	—	—	—	3	15	24	15	5	1
3交替勤務										
調査産業計	77	1	3	2	5	27	26	11	1	1
製造業	64	1	2	2	2	24	23	9	1	—
平成24年調査産業計	79	1	—	1	5	23	36	9	4	—
製造業	64	1	—	1	5	20	27	7	3	—

2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間43分、「交替なき勤務」で7時間43分、「2交替勤務」で8時間9分、「3交替勤務」で7時間23分となっており、製造業では「本社事務」で7時間46分、「交替なき勤務」で7時間46分、「2交替勤務」で8時間8分、「3交替勤務」で7時間23分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	220	7:43	172	7:43	77	8:09	76	7:23
製造業	141	7:46	115	7:46	62	8:08	64	7:23
平成24年調査産業計	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21
製造業	137	7:46	114	7:46	64	8:00	65	7:22

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」及び「交替なき勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ107社（集計220社の48.6%）、84社（同172社の48.8%）、「2交替勤務」では「8時間」が24社（同77社の31.2%）、「3交替勤務」は「7時間超～7時間30分未満」の32社（同76社の42.1%）が最も多くなっている。

製造業では「本社事務」及び「交替なき勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ82社（集計141社の58.2%）、64社（同115社の55.7%）、「2交替勤務」は「7時間30分超～8時間未満」と「8時間」が同数の18社（同62社の29.0%）、「3交替勤務」は「7時間超～7時間30分未満」の25社（同64社の39.1%）が最も多くなっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
本社事務								
調査産業計	220	—	8	15	33	107	57	—
製造業	141	—	—	1	23	82	35	—
平成24年調査産業計	215	—	11	13	31	104	55	1
製造業	137	—	2	—	18	80	36	1
交替なき勤務								
調査産業計	172	—	7	12	22	84	47	—
製造業	115	—	1	3	15	64	32	—
平成24年調査産業計	173	—	7	11	22	88	45	—
製造業	114	—	1	2	16	64	31	—
2交替勤務								
調査産業計	77	—	3	8	8	18	24	16
製造業	62	—	2	6	6	18	18	12
平成24年調査産業計	82	—	6	12	7	21	21	15
製造業	64	—	3	10	7	19	16	9
3交替勤務								
調査産業計	76	2	16	32	7	10	6	3
製造業	64	2	14	25	6	9	5	3
平成24年調査産業計	79	1	15	42	5	9	6	1
製造業	65	1	12	33	5	7	6	1

3 年間休日日数（表5、表6）【集計表第4-1～4-4表】

年間休日日数をみると、調査産業計では「本社事務」で122.1日、「交替なき勤務」で121.1日、「2交替勤務」で129.5日、「3交替勤務」で115.3日となっており、製造業では、「本社事務」で122.9日、「交替なき勤務」で122.2日、「2交替勤務」で131.2日、「3交替勤務」で116.1日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
	集計社数	平均年間休日日数	交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
			集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数
調査産業計	219	122.1	169	121.1	75	129.5	74	115.3
製造業	140	122.9	112	122.2	59	131.2	62	116.1
平成24年								
調査産業計	215	122.0	166	120.7	74	123.3	76	111.5
製造業	136	122.7	110	121.5	57	123.9	63	112.5

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業ともに、「本社事務」、「交替なき勤務」及び「2交替勤務」は「120日以上125日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ129社(集計219社の58.9%)、92社(同169社の54.4%)、26社(同75社の34.7%)、製造業でそれぞれ84社(同140社の60.0%)、61社(同112社の54.5%)、24社(同59社の40.7%)となっている。

「3交替勤務」は調査産業計では「100日以上105日未満」の14社(同74社の18.9%)で、製造業では「120日以上125日未満」の13社(同62社の21.0%)が最も多くなっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	100日未満	100日以上105日未満	105日以上110日未満	110日以上115日未満	115日以上120日未満	120日以上125日未満	125日以上130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	219	—	3	6	6	13	129	60	2
製造業	140	—	1	—	1	9	84	44	1
平成24年									
調査産業計	215	—	2	4	5	31	119	47	7
製造業	136	—	—	—	2	13	83	35	3
交替なき勤務									
調査産業計	169	—	3	9	6	18	92	39	2
製造業	112	—	—	3	—	16	61	31	1
平成24年									
調査産業計	166	—	3	10	7	27	82	31	6
製造業	110	—	—	5	3	18	55	26	3
2交替勤務									
調査産業計	75	—	6	6	1	6	26	15	15
製造業	59	—	1	2	1	5	24	14	12
平成24年									
調査産業計	74	3	5	8	3	8	28	8	11
製造業	67	2	1	6	2	16	25	8	7
3交替勤務									
調査産業計	74	3	14	12	9	6	13	13	4
製造業	62	2	12	9	8	3	13	11	4
平成24年									
調査産業計	76	5	14	18	13	5	15	5	1
製造業	63	2	12	17	7	5	14	5	1

4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(1) 各制度の採用状況（表7）【集計表第6表】

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で109社（集計191社の57.1%）、製造業で67社（同131社の51.1%）となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で63社（集計191社の33.0%）、製造業で45社（同131社の34.4%）となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で150社（集計191社の78.5%）、製造業で114社（同131社の87.0%）となっている。
- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で59社（集計191社の30.9%）、製造業で49社（同131社の37.4%）となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で45社（集計191社の23.6%）、製造業で43社（同131社の32.8%）となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で32社（集計191社の16.8%）、製造業で26社（同131社の19.8%）となっている。

表7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	1か月単位の変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	事業場外みなし労働時間制	裁量労働のみなし労働時間制	
						専門業務型	企画業務型
調査産業計	191	109	63	150	59	45	32
製造業	131	67	45	114	49	43	26
平成24年							
調査産業計	196	115	68	151	55	46	34
製造業	131	70	48	114	46	43	26

5 所定外労働に係る割増賃金率

実働8時間を超える所定外労働に係る取扱い

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

① 1か月45時間以下の場合（表8①）【集計表第7-1表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ107社（集計220社の48.6%）、87社（同141社の61.7%）、次いで「25%」がそれぞれ56社（同220社の25.5%）、18社（同141社の12.8%）となっている。平均割増率は調査産業計で28.4%、製造業で29.2%となっている。

② 1か月45時間を超え60時間以内の場合（表8②）【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ95社（集計194社の49.0%）、78社（同123社の63.4%）、次いで「25%」がそれぞれ50社（同194社の25.8%）、17社（同123社の13.8%）となっている。平均割増率は調査産業計で29.6%、製造業で30.4%となっている。

③ 1か月60時間超の場合（表8③）【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多くそれぞれ211社（集計215社の98.1%）、137社（同140社の97.9%）となっている。平均割増率は調査産業計、製造業ともに50.1%となっている。

表8 所定外労働の割増賃金率

(社)

①45 時間以下				
産業区分・年	25%	25.1~29.9%	30%	平均割増率 (%)
調査産業計	56	25	107	28.4
製造業	18	11	87	29.2
平成 24 年				
調査産業計	62	29	102	28.3
製造業	23	14	83	29.1
②45 時間を超え 60 時間以内				
産業区分・年	25%	25.1~29.9%	30%	平均割増率 (%)
調査産業計	50	22	95	29.6
製造業	17	10	78	30.4
平成 24 年				
調査産業計	52	24	94	29.5
製造業	17	9	76	30.7
③60 時間超				
産業区分・年	50%	50.1~59.9%	60%以上	平均割増率 (%)
調査産業計	211	3	1	50.1
製造業	137	2	1	50.1
平成 24 年				
調査産業計	206	5	1	50.1
製造業	130	3	1	50.2

6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容（主たる事業所）

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数（限度）は、次のとおりである。

① 1日の限度（表9①）【集計表第8-1表】

調査産業計、製造業とも「7時間超」が最も多く、それぞれ71社（集計160社の44.4%）、51社（同101社の50.5%）となっている。次いで、調査産業計では「4時間」が25社（同160社の15.6%）、「5時間」が21社（同13.1%）等となっており、製造業では「5時間」が14社（同101社の13.9%）、「4時間」が13社（同12.9%）等となっている。平均はそれぞれ7時間39分、7時間48分である。

② 1か月間の限度（表9②）【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」が最も多く、それぞれ146社（集計189社の77.2%）、86社（同122社の70.5%）、次いで「40時間以上45時間未満」が20社（同189社の10.6%）、18社（同122社の14.8%）、「30時間以上40時間未満」が18社（同189社の9.5%）、15社（同122社の12.3%）等となっている。平均はそれぞれ42時間38分、42時間8分である。

③ 3か月間の限度（表9③）【集計表第8-3表】

調査産業計、製造業とも「120時間」が最も多く、それぞれ20社（集計25社の80.0%）、14社（同19社の73.7%）となっている。平均はそれぞれ110時間36分、107時間38分である。

④ 1年間の限度（表9④）【集計第8-4表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ182社（集計199社の91.5%）、117社（同129社の90.7%）、次いで「300時間以上360時間未満」が16社（同199社の8.0%）、11社（同129社の8.5%）等となっている。平均はそれぞれ356時間17分、355時間35分である。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

（社、時間：分）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度 —

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	160	1	8	4	25	1	21	1	12	3	13	71	7:39
製造業	101	1	6	3	13	—	14	—	7	2	4	51	7:48
平成24年 調査産業計	167	2	3	4	25	4	20	1	15	3	11	79	8:03
製造業	107	1	3	3	16	1	14	—	9	2	5	53	8:04

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度 —

産業区分・年	集計社数	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	189	1	4	18	20	146	—	42:38
製造業	122	—	3	15	18	86	—	42:08
平成24年 調査産業計	192	—	3	20	25	126	18	45:36
製造業	124	—	3	18	22	77	4	42:04

③ 延長することができる時間数 — 3か月の限度 —

産業区分・年	集計社数	50時間以上 100時間未満	100時間以上 120時間未満	120時間	120時間超	平均時間
調査産業計	25	1	2	20	—	110:36
製造業	19	1	2	14	—	107:38
平成24年 調査産業計	22	1	1	19	1	123:22
製造業	16	1	1	13	1	124:38

④ 延長することができる時間数 — 1年の限度 —

産業区分・年	集計社数	200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超	平均時間
調査産業計	199	—	1	16	182	—	356:17
製造業	129	—	1	11	117	—	355:35
平成24年 調査産業計	204	1	3	9	168	23	386:14
製造業	130	—	2	6	113	9	371:38

(2) 法定休日の休日労働 (表 10) 【集計表第 9-1 表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる休日数 (1 か月当たり) をみると、調査産業計、製造業とも「2 日」が最も多く、それぞれ 42 社 (集計 94 社の 44.7%)、20 社 (同 53 社の 37.7%)、次いで「4 日」が 25 社 (同 94 社の 26.6%)、17 社 (同 53 社の 32.1%) 等となっている。平均はそれぞれ 2.8 日、2.9 日である。

表 10 法定休日の休日労働に関する協定内容

(社、日)

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる休日数 (1 か月当たり)						平均日数
		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日以上	
調査産業計	94	5	42	20	25	1	1	2.8
製造業	53	3	20	11	17	1	1	2.9
平成 24 年								
調査産業計	91	5	42	21	21	2	—	2.7
製造業	51	3	21	11	14	2	—	2.8

8 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業 (表 11) 【集計表第 10-1 表】

育児休業をすることができる子の年齢 (制度上認められている最長期間) をみると、調査産業計、製造業とも「子が 1 歳 6 か月になるまで」が最も多く、それぞれ 91 社 (集計 219 社の 41.6%)、58 社 (同 141 社の 41.1%)、次いで「子が 1 歳 6 か月を超え 2 歳になるまで」が 61 社 (同 219 社の 27.9%)、41 社 (同 141 社の 29.1%) 等となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢 (制度上認められている最長期間)			
		子が 1 歳 6 か月になるまで	1 歳 6 か月を超え 2 歳になるまで	2 歳を超え 3 歳になるまで	3 歳を超えても取得できる
調査産業計	219	91	61	48	19
製造業	141	58	41	30	12

(2) 子の看護休暇 (子が 2 人以上の場合) (表 12) 【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長 (限度) 日数をみると、調査産業計、製造業とも「1 年に 10 日まで」が最も多く、それぞれ 193 社 (集計 217 社の 88.9%)、120 社 (同 138 社の 87.0%) となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で 9.5 日、製造業で 9.4 日となっている。

表 12 子の看護休暇 (子が 2 人以上の場合)

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長 (限度) 日数			
		1 年に 10 日まで	1 年に 11 日以上 20 日未満	1 年に 20 日以上	期間の制限なし
調査産業計	217	193	10	9	5
製造業	138	120	5	9	4

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表 13）【集計表第 10-3 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年間」が最も多く、それぞれ 130 社（集計 218 社の 59.6%）、92 社（同 140 社の 65.7%）となっている。

次いで調査産業計では「1年超」が 37 社（同 218 社の 17.0%）、「通算して 93 日まで」が 33 社（同 15.1%）等となっており、製造業では「通算して 93 日まで」が 19 社（同 140 社の 13.6%）、「1年超」が 18 社（同 12.9%）等となっている。

表 13 介護休業

(社)

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して 93 日まで	93 日を超え 1 年未満	1 年間	1 年超	期間の制限 なし
調査産業計	218	33	16	130	37	2
製造業	140	19	9	92	18	2

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が 1 人の場合）（表 14）【集計表第 10-4 表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に 5 日まで」が最も多くなっており、それぞれ 157 社（集計 211 社の 74.4%）、94 社（同 134 社の 70.1%）、次いで「1年に 10 日以上」がそれぞれ 39 社（同 211 社の 18.5%）、27 社（同 134 社の 20.1%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で 7.7 日、製造業で 7.2 日となっている。

表 14 介護休暇（対象家族が 1 人の場合）

(社)

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1 年に 5 日まで	1 年に 6 日以上 10 日未満	1 年に 10 日以上	期間の制限なし
調査産業計	211	157	14	39	1
製造業	134	94	12	27	1

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇（表 15）【集計表第 10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、「2日超～5日」が最も多く、127 社（集計 192 社の 66.1%）となっている。平均は 3.4 日となっている。

② 育児参加のための休暇

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、「5日以下」が最も多く 24 社（集計 48 社の 50.0%）となっている。平均は 12.4 日となっている。

表 15 男性労働者が制度上取得できる休暇

(社、日)

① 配偶者出産休暇

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		2日以下	2日超～5日	5日超	平均日数
調査産業計	192	59	127	5	3.4
製造業	124	35	85	3	3.4

② 育児参加のための休暇

産業区分・年	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			平均日数
		5日以下	5日超～10日	10日超	
調査産業計	48	24	9	13	12.4
製造業	34	15	7	10	13.6

(6) 勤務時間の短縮（表 16）【集計表第 10-6 表】

① 育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年（制度上認められている最長期間）をみると、調査産業計では「小学校に入学してから3年生終了まで」が103社（集計218社の47.2%）、「子が3歳になるまで」と「小学4年生以上小学校卒業まで」が同数の38社（同17.4%）等となっている。

製造業では「小学校に入学してから3年生終了まで」が69社（集計140社の49.3%）、「小学4年生以上小学校卒業まで」が32社（同22.9%）等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.3時間となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長（限度）期間をみると、調査産業計では、「1年間」が72社（集計194社の37.1%）、「1年超」が39社（同20.1%）、「通算して93日まで」が34社（同17.5%）等となっている。

製造業では、「1年間」が52社（集計123社の42.3%）、「1年超」と「期間の制限なし」が22社（同17.9%）等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.3時間となっている。

表 16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が3歳になるまで	3歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから3年生終了まで	小学4年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	218	38	37	103	38	2
製造業	140	19	20	69	32	—

② 介護のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		通算して 93日まで	93日を超え 1年未満	1年間	1年超	期間の制限 なし
調査産業計	194	34	13	72	39	36
製造業	123	20	7	52	22	22

(注) 「期限の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

9 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表17) 【集計表第11表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置(複数回答)をみると、調査産業計では、「超過勤務の免除・制限」が186社(集計210社の88.6%)、「フレックスタイム制度」が105社(同50.0%)等となっている。製造業では、「超過勤務の免除・制限」が118社(集計134社の88.1%)、「フレックスタイム制度」が81社(同60.4%)等となっている。

表17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況(複数回答)						
		超過勤務の免除・制限	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度	事業所内保育施設の設定	テレワーク	育児・介護支援サービスの利用費用を助成	その他
調査産業計	210	186	105	95	24	20	77	11
製造業	134	118	81	61	17	19	48	7

10 年次有給休暇制度

(1) 勤続1年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第12-1~12-3表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続3か月、勤続6か月、勤続9か月すべての勤務月数別で、「10日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続1年以上の者に対する勤続期間別付与日数(勤続1年、5年、6年6か月、10年、20年) 【集計表第12-4、12-9、12-11~12-13表】

年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続1年では、「15日」とする企業が最も多くなっている。勤続5年、勤続6年6か月、勤続10年、勤続20年では、ともに「20日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数(表18) 【集計表第13、14表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が調査産業計で181社(集計219社の82.6%)、製造業で115社(集計140社の82.1%)と最も多くなっており、平均は調査産業計、製造業とも20.6日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、「6年」とする企業が最も多く、調査産業計で66社(集計211社の31.3%)、製造業で44社(同135社の32.6%)、次いで「5年」が調査産業計で50社(同211社の23.7%)、製造業で38社(同135社の28.1%)、「1年」が調査産業計で24社(同211社の11.4%)、製造業で12社(同135社の8.9%)などとなっており、平均は調査産業計が5年2か月、製造業が5年1か月となっている。

表 18 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

（社、日）

産業区分・年	集計社数	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日以上	平均日数
調査産業計	219	181	10	14	2	3	6	—	—	—	3	20.6
製造業	140	115	7	8	2	3	4	—	—	—	1	20.6
平成24年												
調査産業計	216	174	14	12	3	6	6	—	—	—	1	20.5
製造業	137	108	9	8	2	6	4	—	—	—	—	20.5

(4) 年次有給休暇の取得状況（表 19）【集計表第 15-1 表】

本社と主たる事業所における最近1年間の年次有給休暇の取得状況（平成26年6月以前の最近1年間の年次有給休暇年度の実績）をみると、調査産業計で1人当たりの新規付与日数は20.1日、平均取得日数は13.6日、1人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は67.6、製造業で1人当たりの新規付与日数は20.3、平均取得日数は14.2日、1人当たり年次有給休暇取得率は69.9%などとなっている。

1人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計、製造業とも「60%以上70%未満」の企業が最も多く、それぞれ38社（1人当たりの取得日数について回答のあった集計192社の19.8%）、31社（同120社の25.8%）となっている。次いで、調査産業計では「50%以上60%未満」が33社（同192社の17.2%）、製造業では「70%以上80%未満」が20社（同120社の16.7%）となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

（社、日、%）

産業区分・年	集計社数	1人当たりの年次有給休暇の取得状況		
		新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	192	20.1	13.6	67.6
製造業	120	20.3	14.2	69.9
平成24年				
調査産業計	180	20.8	14.3	68.3
製造業	114	21.5	15.0	69.5

（注）集計社数は、各集計項目の集計社数（各集計項目に回答のあった社数）のうち最大数を表記している。

(5) 失効年休の取扱い（表 20）【集計表第 16 表】

失効した年次有給休暇を積立・保存し、特別休暇として利用できる休暇制度のある企業は調査産業計で188社（集計220社の85.5%）、製造業で120社（同141社の85.1%）となっている。利用に当たり、利用目的に制限のある企業は調査産業計で183社（積立・保存休暇制度のある企業188社の97.3%）、製造業で116社（同120社の96.7%）となっている。

表 20 失効した年次有給休暇の積立・保存による休暇制度

（社）

産業区分・年	集計社数	制度あり	利用目的の制限		利用目的の制限がある場合の目的（複数回答）							
			あり	なし	病気療養	育児看護介護	災害（被災）	ボランティア活動	自己啓発	リフレッシュ	再就職準備	その他
調査産業計	220	188	183	5	174	163	23	84	35	42	16	59
製造業	141	120	116	4	113	106	17	61	21	28	10	35
平成24年												
調査産業計	216	185	179	6	174	158	23	91	36	43	19	55
製造業	137	116	112	4	110	101	16	64	21	26	12	34

11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）【集計表第 17 表】

平成 24 年 7 月から 26 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいは企業が実施した企業は調査産業計で 171 社、製造業で 107 社であった。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 56 社（集計 171 社の 32.7%）、31 社（同 107 社の 29.0%）と最も多く、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」がそれぞれ 47 社（同 171 社の 27.5%）、27 社（同 107 社の 25.2%）、「出退勤の時間管理の徹底」がそれぞれ 42 社（同 171 社の 24.6%）、28 社（同 107 社の 26.2%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査産業計、製造業とも「出退勤の時間管理の徹底」が 73 社（集計 171 社の 42.7%）、47 社（同 107 社の 43.9%）と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 61 社（同 171 社の 35.7%）、38 社（同 107 社の 35.5%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 48 社（同 171 社の 28.1%）、33 社（同 107 社の 30.8%）等となっている。

表 21 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）
（社、%）

産業区分・年	集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	出退勤の時間管理の徹底	労使委員会等の設置	割増賃金率の引き上げ	休日増
調査産業計	171 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ項目					
		56 (32.7)	47 (27.5)	42 (24.6)	33 (19.3)	24 (14.0)	22 (12.9)
調査産業計	(100.0)	企業が実施した項目					
		61 (35.7)	48 (28.1)	73 (42.7)	32 (18.7)	10 (5.8)	6 (3.5)
製造業	107 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ項目					
		31 (29.0)	27 (25.2)	28 (26.2)	19 (17.8)	13 (12.1)	15 (14.0)
製造業	(100.0)	企業が実施した項目					
		38 (35.5)	33 (30.8)	47 (43.9)	19 (17.8)	5 (4.7)	4 (3.7)
平成 24 年 調査産業計	184 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ項目					
		80 (43.5)	65 (35.3)	49 (26.6)	31 (16.8)	34 (18.5)	27 (14.7)
平成 24 年 調査産業計	(100.0)	企業が実施した項目					
		86 (46.7)	76 (41.3)	80 (43.5)	40 (21.7)	24 (13.0)	14 (7.6)
製造業	115 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ項目					
		48 (41.7)	41 (35.7)	34 (29.6)	21 (18.3)	23 (20.0)	18 (15.7)
製造業	(100.0)	企業が実施した項目					
		57 (49.6)	50 (43.5)	54 (47.0)	28 (24.3)	19 (16.5)	9 (7.8)